平成２７年（フ）第２２９４号
大阪市東住吉区鷹合３丁目10番２―308号
債務者　菊地　義忠
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４６号
函館市花園町３番３号
債務者　中野崎公子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２２号
岩手県陸前高田市米崎町字松峰59番地30　市営住宅松峰団地第48号
債務者　新沼　　誠
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第７３号
山形市城西町３丁目10番16号
債務者　仲野　恵美
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８６号
埼玉県川口市大字東内野615番地　ハイム光Ⅱ202号
債務者　堀野　　孝
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４２８号
埼玉県久喜市南栗橋４丁目31番地５
債務者　代田　周久
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４２９号
埼玉県久喜市南栗橋４丁目31番地５
債務者　代田　勝子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４５６号
さいたま市大宮区上小町915番地５
債務者　祖父江よし子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４８５号
埼玉県戸田市上戸田１丁目17番10―103号
債務者　加賀留美子（旧姓早間）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４９５号
埼玉県和光市新倉１丁目５番32号　むさしの荘102
債務者　木村　吉一
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
石川県鳳珠郡穴水町麦ケ浦ハの161番地２
債務者　清水　哲二
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２７年（フ）第１３号
石川県輪島市山岸町い26―２　福祉の杜わじま、従前の住所金沢市新神田５丁目58番地ＲＩＭＯ・201号
債務者　金子　良治
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２７年（フ）第１２０号
愛知県安城市篠目町１丁目13番地９
債務者　横地　和久
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７５号
埼玉県川口市赤井３丁目10番43号
債務者　菊池　剛史
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
埼玉県越谷市千間台西５丁目６番地12　ブラウンテラス102
債務者　渡辺　和樹
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
静岡県伊東市荻471番地の705、住民票上の住所静岡県伊東市玖須美元和田698番地の12
債務者　赤井　高広
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
静岡県沼津市高沢町11番21号　グリーンハウス202号
債務者　山田　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係